○岡山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則

平成２９年２月２８日

市規則第１３号

改正　平成３０年３月２６日市規則第５３号

平成３０年９月２８日市規則第２０３号

令和３年３月２５日市規則第４７号

令和６年３月２９日市規則第４３号

（趣旨）

第１条　この規則は，介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。），介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）及び岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成２９年市規則第１２号。以下「実施規則」という。）に定めるもののほか，本市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における第１号訪問事業及び第１号通所事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語は，法，省令及び実施規則で使用する用語の例による。

（指定を行う事業の種類及び内容）

第３条　指定事業者の指定を行う事業の種類及び内容は，次のとおりとする。

（１）　第１号訪問事業

ア　介護予防訪問サービス

指定事業者により，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「整備法」という。）による改正前の法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）と同等の基準で実施するサービス

イ　生活支援訪問サービス

指定事業者により，旧介護予防訪問介護の人員等の基準を緩和して実施するサービス

（２）　第１号通所事業

ア　介護予防通所サービス

指定事業者により，整備法による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）と同等の基準で実施するサービス

イ　生活支援通所サービス

指定事業者により，旧介護予防通所介護の人員等の基準を緩和して実施する短時間サービス

（指定事業者の指定）

第４条　市長は，法第１１５条の４５の５第１項に規定する申請があった場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，指定事業者の指定をしない。

（１）　申請者が，法人でない場合

（２）　申請者である法人の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又は当該申請に係る事業所を管理する者が，岡山市暴力団排除基本条例（平成２４年市条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員と認められる者であるとき。

（３）　当該申請に係る事業者の指定によって，岡山市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超えることとなると認めるとき。

（４）　申請者が，岡山市指定第１号訪問事業の内容，実施方法，基準等を定める規則（平成２９年市規則第１４号）及び岡山市指定第１号通所事業の内容，実施方法，基準等を定める規則（平成２９年市規則第１５号）に従って適正な第１号事業の運営をすることができないと認められるとき。

（５）　申請者が，法第７０条第２項第４号から第５号の３までの規定のいずれかに該当する者であるとき。

（６）　申請者又は申請者と密接な関係を有する者（法第７０条第２項第６号の３に規定する申請者と密接な関係を有する者をいう。）が，法第７７条第１項，第７８条の１０，第１１５条の９第１項，第１１５条の３５第６項又は第１１５条の４５の９の

規定により，指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過していない者であるとき。

（７）　申請者が，法第７６条第１項，第７８条の７第１項，第１１５条の７第１項，第１１５条の３５第３項又は第１１５条の４５の７第１項の規定による検査又は調査が行われた日から当該検査又は調査に基づく法第７７条第１項，第７８条の１０，第１１５条の９第１項，第１１５条の３５第６項又は第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分又は処分をしないことを決定する日までの間に法第７５条第２項，第７８条の５第２項若しくは第１１５条の５第２項又は省令第１４０条の６２の３第２項第４号の規定による事業の廃止の届出をした者で，当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（８）　申請者が，当該申請前５年以内に法第２３条に規定する居宅サービス等又は第１号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（９）　申請者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人が，第５号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。

（指定の期間）

第５条　省令第１４０条の６３の７の規定により市が定める期間は，６年とする。ただし，６年を超えない範囲の期間の指定の申請があったときは，当該期間の指定又は更新をすることができる。

（指定の申請及び更新）

第６条　法第１１５条の４５の５第１項（法第１１５条の４５の６第４項の規定において準用する場合を含む。）に規定する申請は，省令第１４０条の６３の５第４項の規定により厚生労働大臣が定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

２　法第１１５条の４５の６第１項の指定の更新の申請は，当該指定の有効期間の満了の日の前月末日までに行わなければならない。

（変更の届出等）

第７条　指定事業者は，省令第１４０条の６３の５第１項第１号，第２号及び第４号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第８号までに掲げる事項（市長が届出を要しないと認める事項を除く。）に変更があったときは，その変更があった日から１０日以内に，省令第１４０条の６２の３第３項の規定により厚生労働大臣が定める変更届出書を市長に提出しなければならない。

（廃止等の届出）

第８条　指定事業者は，総合事業を廃止し，又は休止しようとするときは，省令第１４０条の６２の３第３項の規定により厚生労働大臣が定める廃止・休止届出書をその廃止又は休止の日の１月前までに市長に提出しなければならない。

２　指定事業者は，前項の規定による総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは，当該届出の日の前１月以内に当該サービスを受けていた者であって，当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し，必要なサービス等が継続的に提供されるよう，第１号事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

３　指定事業者は，当該総合事業を再開したときは，再開した日から１０日以内に，省令第１４０条の６２の３第３項の規定により厚生労働大臣が定める再開届出書を市長に提出しなければならない。

（添付書類）

第９条　第６条から前条までに規定する申請書及び届出書には，市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（指定事業者情報の提供）

第１０条　市長は，指定事業者の指定若しくは指定の更新をし，又は第７条若しくは第８条の規定による届出を受けたときは，岡山県に対して，当該指定事業者に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

（１）　事業所の名称及び所在地

（２）　申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

（３）　指定（更新又は変更を含む。），廃止，休止又は再開の年月日

（４）　事業開始年月日

（５）　運営規程

（６）　事業所番号

（７）　事業所の管理者の氏名，生年月日及び住所

（８）　その他市長が必要と認める事項

（委任）

第１１条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成２９年３月１日から施行する。

附　則（平成３０年市規則第５３号）

この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年市規則第２０３号）

この規則は，平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年市規則第４７号）

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年市規則第４３号）

この規則は，令和６年４月１日から施行する。